

令和7年度
障害福祉サービス事業者等
集団指導講習会（個別編）

障害児入所施設

移行支援について

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

1 移行支援計画作成の義務

＜指定障害児入所施設等の一般原則＞ 基準省令（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第3条

指定障害児入所施設等が作成し、それに基づいて障害児へのサービス提供等を行う計画として次のものが規定されています。

入所当初に作成するもの	保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた入所支援計画
15歳に達した障害児に作成するもの	退所後に障害福祉サービス等を利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その移行について、支援する上で必要な事項を定めた 移行支援計画【令和6年度改正部分】

2 入所から退所までの流れ

入所 入所支援計画に基づき支援

- 本人支援（暮らしと育ちの支援）
- 家族支援
- ※意思形成支援・意見表明支援

15歳～ 移行支援計画に基づき移行調整・移行支援

- 移行後を見据えた自立支援
- 移行先候補と調整、見学、体験利用
- ※移行が困難なケースは「個別の協議の場」も活用

移行先決定

- 相談支援事業所等との調整
- 移行先への情報提供・助言等
- ※行政と連携し、権利擁護に必要な対応も検討

～満18歳（最長満23歳） 退所（移行）

- 移行後のフォロー（本人への相談援助、移行先への助言等）

3 移行支援計画とは

作成目的	早期からの計画的な移行支援を促進することで、将来、地域や障害者施設等の適切な移行先に移行する。
作成対象	15歳に達した障害児 ※有期有目的での短期間入所等、移行支援が明らかに不要な場合は、入所支援計画に退所に向けた支援を盛り込むことで代えられる。 ※15歳未満でも、退所が決定している場合は、切れ目のない支援を継続する観点から、作成が望ましい。
作成手順	入所支援計画と同様（※詳細は4）
記載内容	保護者・障害児の意向、移行に向けた課題、短期的・長期的な目標やスケジュール、必要な関係機関等の支援等（※詳細は5）

4 移行支援計画の作成(変更)手順

入所支援計画と同様に、児童発達支援管理責任者が行います。

①	アセスメント・支援内容の検討	保護者及び障害児と面接（※）して、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービス等を利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活への移行に向けて支援する上で必要な支援内容を検討する。 （※ 措置児童であり保護者との面談が困難な場合は、児童相談所とも相談の上、必要に応じて保護者への情報提供を行うことが望ましい）
②	計画原案作成	①に基づき、移行支援する上で必要な取組、支援提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成する。
③	個別支援会議の開催	障害児に対する移行支援の提供に当たる担当者等（児童指導員、保育士、ソーシャルワーカー等）を招集して行う会議（テレビ会議可）を開催し、移行支援計画の原案について意見を求める。
④	計画の原案の説明・同意・交付	計画作成に当たって、保護者及び障害児に対し説明し、文書によりその同意を得た上で、保護者へ移行支援計画を交付する。

※少なくとも6月に1回以上の頻度で見直しを検討。必要に応じて計画を変更する。

5 移行支援計画の記載内容

・ 保護者と障害児の生活に対する意向や移行に向けた課題

本児の意向	保護者等の意向	本児の強み	家族の強み	本児の移行に向けて解決していくこと	家族が移行に向けて配慮してほしいこと
-------	---------	-------	-------	-------------------	--------------------

・ 移行に向けた短期的及び長期的な目標やスケジュール

支援方針	長期目標	短期目標 (現状・支援目標・支援内容・評価)	移行スケジュール (長期/年度)	移行スケジュール (短期/6か月)	移行予定 年月日
------	------	---------------------------	---------------------	----------------------	-------------

・ 移行において必要な関係機関等による支援の具体的な内容 等

移行において必要と思われる関係者・諸機関による具体的支援内容 (機関名・担当者名・連絡先・支援内容)	移行後の居住の場 (予定)	移行後の日中の場 (予定)	※ は、「障害児入所施設における移行支援計画の作成について（周知）」（令和6年4月26日こども家庭庁事務連絡）【別添】移行支援計画フォーマット記載項目
---	------------------	------------------	--

6 関係機関の役割・関わり

都道府県等（移行の責任主体）

- 障害児の状況把握、進捗管理
- 「協議の場」の開催
- 広域調整・広域連携

障害児入所施設

- 移行支援計画に基づく移行支援・移行調整の実施主体

児童相談所

- 障害児の状況や支援をフォローする立場から、助言援助・取組

市町村・基幹相談支援センター・地域生活支援拠点

- 地域の資源をよく知る立場からサポート
- 移行先決定後は、円滑な移行と移行後定着への調整や支援

相談支援事業所・障害福祉サービス事業所

- 入所施設と連携し、見学や体験の機会を提供
- 移行後、必要な支援を調整・提供

保健・医療・教育分野の関係機関

- 保健・医療面での助言援助・取組
- 学校の教育・支援と連携した助言援助・取組

発達障害者支援センター・医療的ケア児支援センター

- 専門的見地から助言援助・取組

当事者団体

- 権利擁護をはじめ、当事者の視点から助言援助・取組

全体の協議の場（代表者等の会議）

全体の進捗管理
地域の体制・支援の仕組み等の整備・充実



個別の協議の場（担当者等の会議）

個別の困難ケースの対応を推進

7 - ① 移行支援に係る加算

移行支援関係機関連携加算

移行支援計画の作成（変更）にあたって、関係機関が参画する会議（移行支援関係機関連携会議）を開催し、情報共有及び連携調整を行う。

会議参加者

- ① 入所給付決定を行った都道府県等
- ② 移行予定先（未定の場合、保護者の居住地又は入所施設の所在地）の市町村
- ③ 基幹相談支援センター（②に未設置の場合、②の指定特定相談支援事業所）
- ④ 障害児が所属する教育機関

（必要に応じて参加を求める）障害児本人及びその家族、児童相談所、移行予定先の日中活動サービス事業者、居住施設、医療機関等の関係者

全ての関係者の出席を基本

※欠席の場合、事前・事後に移行支援及び会議に関する情報共有・連絡調整を行う

7 - ① 移行支援に係る加算

移行支援関係機関連携加算

会議内容	児発管又はソーシャルワーカーが、児童の状況や移行支援の状況等について説明を行うとともに、参加者に対して専門的な見地からの意見を求め、移行支援計画の作成・変更その他必要な便宜を検討する
会議後実施	<ul style="list-style-type: none">・参加者、開催日時、会議の要旨、移行支援計画に反映させるべき内容等を記録・会議における検討を踏まえて、移行支援計画の作成・見直しを行う →その際、移行支援計画に関係機関との具体的な連携方法等を記載
その他	<ul style="list-style-type: none">・会議はオンラインを活用して行うことも可・会議に加えて、関係機関との日常的な連携体制を構築し、障害児・保護者の意向、支援内容、移行に向けた課題等について状況共有を行うこと・都道府県等が招集する「個別の協議の場」を活用した場合や、15歳未満の障害児の計画作成の場合も算定可

7 - ② 移行支援に係る加算

体験利用支援加算

障害児が移行に向けて宿泊や日中活動の体験を行う際に、障害児入所施設従業者が事前に体験先施設等と連携調整、当日体験先施設への付き添い等支援する。

対象児	① 重症心身障害児 ② 重度障害児（重度障害児支援加算の対象児） ③ 強度行動障害を有する児（児基準20点以上）		
対象となる体験	移行支援計画に位置付けた上で、障害児の退所予定日から遡って1年間において行う以下のような体験（※入所施設と体験先が移行に資する体験となるよう十分留意すること） ・ 指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの利用 ・ 民間企業が行う就労体験 ・ 障害児の家族等と居宅等において生活すること 等		
区分	加算Ⅰ	宿泊伴う体験のみ	1回2泊3日まで（2回を限度）※1泊2日でも1回と判定
	加算Ⅱ	宿泊のない体験	1回5日まで（2回を限度）※5日間を複数週・月で分散利用も可

7 - ② 移行支援に係る加算

体験利用支援加算

支援・実施内容	<p>① 体験利用の日における新たな環境への適応に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none">・ 体験先施設等への付き添い（障害児の適応状況から、一部日程で行わないことも可）・ 体験先施設等からの緊急連絡への対応体制（夜間含む）確保 <p>② 体験利用に係る関係者との連絡調整・相談援助</p> <ul style="list-style-type: none">・ 障害児の状態像や支援内容を情報共有・ 障害児の特性や状態等を踏まえた環境調整や対応の助言援助 <p>③ 体験の内容及び体験時の障害児の様子、体験終了後の障害児及び体験先施設等からの所見や移行支援に係る意見についての記録</p> <p>④ 体験利用を踏まえ、必要に応じて移行支援計画を更新すること</p>
その他	加算Ⅱ（宿泊を伴わない）の体験利用については、必要に応じて入所施設が障害児の体験に要した費用を体験先施設に支払うことも可